国民健康保険からのお知らせ

○問合せ先　健康ほけん課国保係　☎内線126

平成27年1月診療分から70歳未満の人の医療費の自己負担限度額が変わります

負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の見直しが行われ、所得区分と自己負担限度額が現行の3区分（A、B、C）から5区分（ア、イ、ウ、エ、オ）に細分化されます。

これに伴い、現在、70歳未満で国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人には、12月中に平成27年1月から7月まで使用できる新たな区分を記載した各認定証を送付します。

【現行】

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	3回目まで	4回目以降※
A 上位所得（600万円超の世帯）	150,000円＋医療費が50万円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
B 一般（600万円以下の世帯）	80,100円＋医療費が26万7千円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
C 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

A ⇒ ア・イ　B ⇒ ウ・エ　C ⇒ オ

【平成27年1月から】

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	3回目まで	4回目以降※
ア 上位所得（901万円超の世帯）	252,600円＋医療費が84万2千円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
イ 上位所得（600万円超901万円以下の世帯）	167,400円＋医療費が55万8千円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
ウ 一般（210万円超600万円以下の世帯）	80,100円＋医療費が26万7千円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
エ 一般 210万円以下の世帯（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※所得の申告がない場合は所得区分が上位所得（ア）となります。
※4回目以降過去12カ月で、同一世帯での支給が4回以上あった場合の限度額です。

天神書簡　～福岡事務所便り～

松浦売り込み大作戦 第２期計画スタート！

いよいよ今年もあとわずか。思えば、ショップ開設の日から３回目の冬。「松浦を福岡にPR！」と、福岡事務所、アンテナショップ<鷹ふぐバル松浦>を次々に開設し、松浦の歴史、体験、グルメの三大資源を広く福岡にアピールしてきました。これを「福岡都市圏交流促進基本計画」といいますが、カンタンにいえば“松浦売り込み大作戦！”。その第２期計画がいよいよ始動します！より一層、福岡と松浦を「つなぐ」、福岡に松浦を「売り込む」、福岡で松浦（ファン）を「増やす」をモットーに、福岡事務所は全力疾走していきます。その中には、「こんなことが出来たらいいな」といった想像の翼を広げることも私たちの仕事（もちろん、実現できるようがんばりますよ～♪）。「鷹ふぐバルで松浦の出張ランチレストランを」「一日限定でこの加工品を売る一日店長をやりたい」などなど…。もっと自由に、面白く、アンテナショップを盛り上げていきます。みなさん「こんなことやってみたい！」「これ売ってみたい」などのご要望、どしどし福岡事務所にお寄せくださいね！

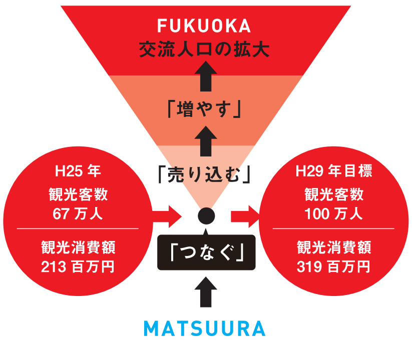

■問合せ先　商工観光課福岡事務所 ☎092-406-2180

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

問合せ先＝子育て・こども課こども未来係
☎内線１６７

12月1日から、これまで児童扶養手当を受給できなかった公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する人のうち、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の手当を受給できるようになります。

【改正により新たに手当を受け取れる場合】

①お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合

②父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

③母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合　など

【新たに手当を受給するための手続き】

①児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

②支給要件に該当しているか分からない場合は、公的年金などの受給状況が確認できる書類をお持ちになり、子育て・こども課へご相談ください。

【支給開始日】

①申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

②平成26年12月から平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

車検館 Speedy Value Safety
45分のスピーディー車検
105項目の安心点検!!

	軽自動車	小型自動車 0.5t超～1.0t	中型自動車 1.0t超～1.5t	大型自動車 1.5t超～2.0t
車検基本料	9,800円 消費税784円			
登録代行料	無　料!!			
法定費用	34,070円	45,340円	53,540円	61,740円
合　計	44,654円	55,924円	64,124円	72,324円

登録代行料 0円

当店で車を購入された方はガソリンが安くなる!!
車購入 3円/ℓ引 ＋ 車検予約 3円/ℓ引 → 合計で ※月200ℓまで 6円/ℓ引 ＋ オイル交換 永久無料

PitBros. ピットブラザーズ
（有）ニシ・マイカーセンター
0120-751-741
204号線・平戸大橋すぐそば
平戸市田平町小手田免1255-1
営業時間／午前9時～午後8時
年中無休

耳鼻いんこう科・アレルギー科
幸せ、それは健康
医療法人陽迎堂 武部病院

	診療時間	月	火	水	木	金	土
外科・内科・整形外科・リハビリテーション科	8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
	16:00～17:30				休診		休診
脳神経外科	8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
	14:30～17:30		休診		休診	休診	休診
耳鼻いんこう科・アレルギー科	8:30～12:30	○	○	○	休診	○	○
	14:30～17:30						休診

併設：通所リハビリテーション（デイケア）、グループホームたけべ
松浦市今福町北免2091番地1
電　話：0956-74-0007
駐車場：25台可
ホームページ 武部病院 検索 でクリック